

上重要な場所に於ける關所に就ての記述を見、次で二、道路交通の頻繁であつた理由に及び、三、道路の状況の項目の下に於ては當時の日本の道路が外國に比較して如何であつたかを外人をして云はしめんと欲した。尙、四、に於て交通施設に關する外人の觀察を尋ね、これを(一)人馬(二)乗物(三)里程標及道標に分つて見ることとしたのである。

勿論これら外人の道路上に試みた觀察又は研究は全部正確なものとは云はれない迄も亦道路交通史上に多少の暗示を興へたものゝ少くないことに氣附かねばならない。本稿中の記述の餘りに事實と異なるものは筆者の意見や注を加へたが、他はなるべくそのままこれを收録して以て参考に資することとしたのである。(終)

道路と電信電話線との關係に就いて(一)

水川比路志

雑誌工政の本年二月刊行第一五五號に「道路と電信電話線」と題し東京遞信局工務課技師淺見親氏の論文が掲げられて居るのを一讀して斯界には門外漢たる余も聊か所感を開陳して淺見技師其他の高教を仰ぐのである、餘白に掲載せらるゝならば本懐の至である。

襄年道路法案の提議せられたる際關係主務省である内務

と遞信との兩省間に於て意見を異にし遞信省では電信電話事業の經營上明治二十三年八月法律第五十八號電信電話線建設條例の規定を道路に適用せざることは大なる支障を來たすものであるが故に内務省の意見に極力反対し遂に前記電信線電話線建設條例中道路に關係ある規定の廢止を道路法中に明記することを避けて之が處置に關しては兩省大

臣の協議に俟つこととなつたと灰聞した、夫れで法律上兩省の關係は明確を缺くこととなつて曾ては田中内務土木事務官が「遞信省用電柱の移轉に就いて」と題し其意見を公にせられたが今まで淺見遞信局技師の意見が公にせられたのである、何れも各所屬官廳勤務の立場からの意見であるので全然職務其他に於て無關係の立場に在る者の意見を陳ふるも敢て無用の業ではあるまい。

夫れで第一念頭に置くべき事は遞信省側で維持に努めて居る法律である、今其全文を擧ぐることとする。

電信線電話線建設條例

第一條 遷信省ニ於テ公衆通信ノ用ニ供スル電信線電話線

ヲ建設スル爲民有ノ土地又ハ營造物ノ使用ヲ要スルトキ
ハ所有者及其他ノ権利者之ヲ拒ムコトヲ得ス

官有ノ土地又ハ營造物ハ其所管廳ニ通知シ之ヲ使用スル

コトヲ得

第二條 公衆通信ノ用ニ供スル電信線電話線ノ建設ニ從事スル者其建築修理及線路測量ノ爲必要ナルトキハ他人ノ

所有地ニ入ルコトヲ得

其邸宅構内ニ入ルコトヲ要スルトキハ所有者又ハ其他ノ

権利者ニ通知スヘシ

前二項ノ場合ニ於テハ主務者タルノ證票ヲ携帶スヘシ

第三條 遷信省ガ公衆通信ノ用ニ供スル電信線電話線ノ建設又ハ通信ニ障害アル瓦斯支管水道支管下水支管電燈線電力線及私設電信線電話線ヲ所有者又ハ其他ノ権利者ニ命シテ移轉セシムルコトヲ得

第四條 遷信省ニ於テハ公衆通信ノ用ニ供スル電信線電話線ノ測量ヲ爲シタルトキハ電柱ノ建設ヲ要スル場所ニ測標ヲ設置スルコトヲ得

第五條 公衆通信ノ用ニ供スル電信線電話線路ノ移轉スル必要アル者ノ請求ニ由リ遞信省ニ於テ之ヲ許可シタルトキハ其ノ移轉費用ハ請求者之ヲ負擔スルモノトストキハ此

第六條 遷信省ニ於テ民有地ニ電信線電話線ノ柱木ヲ建設シタルトキハ一本毎ニ一箇年四錢ノ手當金ヲ給與ス但所有者又ハ其他ノ権利者ニ於テ手當金ヲ望マサルトキハ此

限ニアラス

第七條 左ニ掲タルモノハ其要求ニ對シ遞信省之ヲ補償ヘシ

一 建設修理及線路測量ノ爲生シタル損害

二 瓦斯支管水道支管下水支管電燈線電力線及私設電

信線電話線ヲ移轉シタル費用

三 伐除シタル竹木其他植物ノ代價又ハ移植ノ費用
第八條 第七條ノ補償金額ハ双方協議之ヲ定メ其協議調ハ
サルトキハ市町村長(未タ市制町村制ヲ實施セサル地方
ハ區戸長)ヲシテ之ヲ評定セシムヘシ

市町村長ノ評定ニ服セサル者ハ其評定ノ通知ヲ受ケタル
日ヨリ一箇月以内ニ裁判所ニ出訴スルコトヲ得
之れが問題となる電柱建設と道路との關係を惹起した法
律である。茲に吾々の考慮する要するは此法律制定當時
の國情である乃ち此法律制定を必要とすることに反映せし
めた事情である。

顧れば明治二十三年は我國は未だ法治國ではなかつた、

漸く憲法が實施せられて第一回の帝國議會が開かれたので
一般に法律の知識は極めて幼稚であつて権利義務の觀念も
明確を缺き法律は完備せず特に道路に關しては法規の備は
らざるのみでなく實質上國道を除くの外は地方民の公有物
たるかの如き觀があつたのである、而かも道路の構造に於
ても頗る簡易で開鑿築造した地盤に砂利敷を施したるのみ
で巨額の經費を要する鋪装を爲すが如きことなく又交通に
於ても人口は少なく荷馬牛車人力車等の外自動車の如き快
走力の交通機關はなく道路上の占用の如き取締を爲さずと
も致て交通の障礙を感すること少なきの狀態であつた、更
に通信機關の利用に對しては政府者も國民も頗る之を歎
迎讃したもので政府者が此機會を利用して電信電話の普
及發達を企て之が進展を速かならしむる事に努力し、また
他の利害得失を顧慮すること少なく他の犠牲を求めても苟
其企圖に利せんことに留意し國有地の如きは殊更らに通信
事業の犠牲たらしめたるは顯著なる處である更らに他の條
規を見るに電柱一本の爲めに要する地坪は約四分の一坪な

るべきが之に對し借地料に相當する手當金なるものを支給することを定め而かも其金額一ヶ年僅かに金四錢である、此法律制定當時に在つては或は相當額と見られたであらう

が今日此の如き少額補償を以て地主を強ゆるが如きは不當も甚しきものである、尙且つ但書を以て其手當金の交付を望まざるときは無料を以て占用せんとする意思を明かに規定せるが如き以て此法律の時代遅れのものたることは吾人の言を俟たないで明白である。然るに制定以來將に半世紀に垂んとする今日に於て尙此法律を以て各方面に對して強制するが如きは政府當局として大に省慮せねばならぬ、時代は進歩した、社會の事情は幾回轉した、國民の法律的智能は發展した、諸般の組織と其機能とは合理的となつた、だが電信線電話線建設條例と云ふ半世紀前の法律は依然として存在して居る、而かも夫れが國民の實生活に直接且密接な關係を有するものであるに於て吾人は驚き且恥しまさるを得ないのである。

電信線電話線建設條例が時代に適合しない法律であるか

否やの問題は兎も角今日嚴然として存在せる以上此法律を以て事を律せんとする遞信當局の主張は敢て恠しむべきことではない。

右述ふる所に依つて電信線電話線條例に關しては大體分明になつたことと思ふが更らに道路に關する法規と其實際状況とに就つて檢討を試みることの必要を感じる。抑も道路法の制度發布は大正八年であるが其以前にあつては明治維新以來諸般政務の整頓を施し、法制また其完備改善に努められたが道路に關するものの如きは時々其必要に應じて部分的な片々的な規定を設けて處理したるに過ぎないのであつた、而かも其法規に付て見るに少くとも勅令に俟つべきものが主務大臣の訓令で定められたり（例へば明治二十四年五月二十二日内務大臣訓令第四六二號地盤ノ官有ニ屬スル堤域道路並木敷名分方ノ件）の如き又法律で定められなければならぬものが主務省の省令で規定せられたりして居る實に不合理至極なことと言はなければならぬ。

（以下次號）